

第4回かごしまコンパクトなまちづくりプラン策定協議会の会議記録【概要】

会議の名称	第4回かごしまコンパクトなまちづくりプラン策定協議会
開催日時	平成28年12月1日(木) 14時00分～15時35分
開催場所	鹿児島市役所 東別館9階 特別中会議室
出席者 (委員)	委員16名(うち2名代理出席)、欠席3名、事務局 石塚会長、河原委員、馬場委員、齋田委員、志賀委員、篠原委員、永山委員、 武委員、川俣委員、比企委員、長野委員(代理)、仮屋委員(代理)、阪口委員、 原村委員、江口委員、吉田委員
(事務局)	鮫島建設局長、坂元都市計画部長、福留都市計画部参事(都市計画課長)、 日高都市計画課主幹、その他都市計画課職員
傍聴者数	3名(報道関係者を除く)
事務局	鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課
会次第	1 開会 2 議事 (1) 住民説明会の開催状況について (2) パブリックコメント手続の実施結果について (3) 素案から変更する内容について (4) 誘導施策について (5) 原案について (6) 今後のスケジュール 3 その他 4 閉会
会議の概要	1 開会 2 議事 <事務局説明> (1) 住民説明会の開催状況について (2) パブリックコメント手続の実施結果について ○ 事務局から、配布資料及びパワーポイントにより、住民説明会の開催状況及び パブリックコメント手続の実施結果について説明。 <質疑応答> (会長) 住民説明会及びパブリックコメントの意見について説明をしていただいたが、 ただいまのご説明について、皆様のほうから何かご質問やご意見はないか。 また、パブリックコメントに対する対応の結果のご説明があったが、それにつ いては後ほど、後の議題のほうで説明があると思うが、要望に対して計画案に 盛り込むもの、それから盛り込まないもの、その他の意見、要望の説明があった

が、委員の皆様イメージを簡単に持ってもらうために、もう少しイメージできるような形で補足説明とかあるか。

<事務局説明>

○ 事務局から、パワーポイントにより、かごしま都市マスタープランや鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプランの考え方を基に補足説明。

(会長)

先ほどの説明について、目で見える形で説明をお伺いした。

それで、今のお話にあるように、土地利用ガイドプランとかごしま都市マスタープランが基本的にはベースにあって、それとの関連というか、関係性ということの中では反映されているということなので、計画案に盛り込む、盛り込まないのところではそういったファクターも考えていった結果、こういう形になっているということである。

<事務局説明>

(3) 素案から変更する内容について

(4) 誘導施策について

(5) 原案について

○ 事務局から、配布資料及びパワーポイントにより、素案から変更する内容及び誘導施策並びに原案について説明。

<質疑応答>

(会長)

先ほどで計画案に盛り込まないものもあったが、そのあたりも少し時間がたつたので何かお聞きしたいこと等があったら、それも含めて何かご意見はないか。

誘導施設の変更については、医療施設、それから金融施設もその中に含めるという部分、赤字で書いてある部分が新たに盛り込まれたものだと思うが、この中に金融機関は大体入るという形でこれは考えていいのか。

(事務局)

前方のスクリーンに、先ほど説明した文言のところであるが、銀行法に基づく銀行、協同組合のそれぞれの銀行、また2行目の「及びこれらの代理業を営むもの」というふうに文言整理をして、今現在、集落核においては、郵便局と簡易郵便局というものがある。郵便局については、1行目の銀行法に基づく銀行になる。簡易郵便局については、銀行法に基づく銀行の代理業を営むものということで、先ほど申し上げたように、既に集落核にある施設を維持するために誘導施設を追加したところであるが、これらが今ある施設にも適用されるようにあわせてこの文言整理も行ったところである。

(会長)

特に地方というか、農村部に行くと、郵便局というのは伝統的に金融機関の大きな部分を占めていると思って、大体そういうイメージがあるが、郵便局が民営

化されたからどういう範疇になるのかなというのがちょっと心配だった。ここで簡易郵便局も入るといことになるのか。

(事務局)

はい、郵便局は銀行法に基づく銀行、簡易郵便局はこれらの代理業を営むものということで含まれることとなる。

(A委員) (※発言順にアルファベット順で委員を表示。以下同じ。)

案ができてきたが、この原案が平成19年の都市マスタープランと平成23年の土地利用ガイドプランが土台となって策定されているということだったが、例えば、パブリックコメントなども集落核の位置に関して異なる考え方を示している人たちもいて、その中で意見を整理されてまとめられているが、特に土地利用ガイドプランから変わったことというのは、この協議会やコンパクトなまちづくりということに注目して作成されている中で変わった点というのを少しご説明いただきたい。

(事務局)

土地利用ガイドプランにおける集落核のゾーンについては、主に小学校を周辺として、歩いて暮らせるということで、500m以内で、円でゾーンをお示ししたところである。

今回、立地適正化計画については、先ほど喜入のところでもちょっとお示しさせていただいたところであるが、その集落核の中にさらにバスの通り沿いとして、道路から50mというふうにさらに絞り込んだ形でお示ししているところである。

この土地利用ガイドプランというのは都市計画区域外及び市街化調整区域も含まれた本市全域を対象としており、立地適正化計画については、都市計画区域内であって、なおかつ市街化調整区域は含まないとなっていることから、全体の中でまたさらに絞り込んだ形の集落核というふうに位置づけをさせていただいているところである。

(A委員)

集落核が少し変更したとか、移動したということはなかったのか。

(事務局)

位置的な変更ということはない。

(A委員)

そうすると、例えば原案の中で喜入があるが、居住誘導区域が集落核のあとではないのか。丸く円形な居住誘導区域が幾つかあって、ここは用途地域で指定されている場所等に関しては実態が反映されているようだが、一部、例えば花尾小学校のあたりなども居住誘導区域が地形に応じたとり方がされていないが、これはこういった集落核が影響しているのか。

(事務局)

スクリーンで、ちょうど郡山の花尾小学校のところのゾーンをごらんください

ているが、小学校周辺をおおむね 500mの範囲内で、ガイドプランではただ円を位置づけているだけだが、立地適正化計画については、さらにその円の中から農用地区とか急傾斜地とか外した形でちょうどその中にまたさらに絞り込んで黄色の居住誘導区域というものを設定させていただいたところである。

そして、青のところは都市機能誘導区域というゾーンになるが、さらにその中において、今度ちょうど素案から 20mを 50mに変更したいと考えているが、道路から 50mの道路沿線、幹線道路、バス通りといったようなところをまたさらに絞り込んだ形で都市機能誘導区域、そこに商業施設、金融施設、医療施設といったものを設定をしたいと、ガイドプランからさらに絞り込んでいくといったような形で考えているところである。

(会長)

A委員の質問は、こちらの土地利用ガイドプランというのがあって、基本的にはその範疇の中というか、その中で居住誘導区域とか都市機能誘導区域というのが設定されて、それはこちらの土地利用ガイドプランの範囲よりはかなり狭まったと、だから選択的にやっている。

例えば、花尾小学校のところは黄色なので居住誘導地域、これがほぼ円形になっている。ところが、例えば、瀬々串小学校は虫食いになっていたり、それから喜入駅のところは現在の居住地のところはかなり一致した形でそれが設定されているが、花尾小学校の近くも必ずしも黄色の部分は住宅があるような部分ではないが、その辺の設定の仕方はどうなのか。

それから、土地利用ガイドプランと都市マスタープランに依拠してこちらのほうはそのベースの中で設定されているが、パブリックコメントの中では土地利用ガイドプランとはちょっと違ったところに設定できる可能性というのはないのかというご意見があったが、そのあたりはどうかと、その2点だと思う。

土地利用ガイドプランの範疇の中ではこれは設定するというにしかならないのかというのが1つ、それと土地利用ガイドプランの範囲の中で誘導区域というのは設定されるが、誘導区域の設定のあり方が地域によって 500mで、一倉小なんか割と山間部にあるが、円形になっているが、この辺は住宅地がある、住居というか。そこだと少し変形した形になっているが、この違いはどうなのかという、その2つ、そういうご質問だったんじゃないかと思う。

(A委員)

かなり具体的になったことはすばらしいと思うが。

(事務局)

完全な円と形がいびつなものの違いにつきましては、基本的には集落核を小学校の周辺としており、それが1つの円の考え方になる。

それと歩いて暮らせるまちづくりということで、公共交通等の観点から、バス停を中心に設定、いわゆるゾーンというのを考えている。具体的に小学校とバス停が近い場合は単純な円になるが、そういった施設とバス停が若干ずれて

いる場合には、それぞれ 500mということから、円を結んだゾーニングのときに円がちょっとダブってずれてくるというような形になってくる。

(会長)

変形した形になっていると。

(B 委員)

あくまでも今は目安という、そういう方向性なのか。

(事務局)

はい。それで、今回、立地適正化計画にあたっては、実際の位置等をおとして、これは大きい図、概念図だが、現地調査をして、地形図をもとに明らかに線を設定するといった作業を行ったところである。

(B 委員)

現実、南方小学校周辺も丸の周辺が平たんじゃないところもあるのはあるの
で、おおよそ今これの中で進めていかれるという見方でいいか。

(事務局)

はい。

(会長)

そういうことでよろしいか。

(A 委員)

何か少し計画図に入れていったほうがいいかなと思った。なぜかという
と、住民説明会などの質問の中に、居住誘導区域外では建てることはできないのか
というような質問があって、そのような質問が出るような区域のとり方をされて
いる場所もあるし、このような 500m という範囲で大まかな位置を出されて
いる場所もあって、それが 1 枚の計画案の中に混在しているので分ける方法が
あればいいなと思う。

(事務局)

今、委員のほうからもあったが、地元説明会においても、居住誘導区域外では
建築できないのかという意見をいただいたところだが、この立地適正化計画を策
定するにあたっては、身近なところに商業施設とか日常生活利便施設があること
によってお互いにプラスになると、住むことによって施設もある、施設があるこ
とによって居住も集まる、そういったことで、そういったガイドプランに基づい
て拠点をつくっていきたいと考えている。

しかしながら、そういった誘導区域外においても、もともと親戚の方が住まわ
れておられて、どうしても居住誘導区域のほうでは建築できない、あるいは財産
の関係もある。しかしながら、人口減少・高齢社会の中で、20 年先、30 年先を
見据えながらこういうところに地域として拠点をつくっていきこうというまちづ
くりの方針としてつくっていききたいと。建築にあたっては、都市計画法とか建築
基準法とかそれぞれの観点で建築できる場所は、立地適正化計画で建築できな
いということを行うことはできない。ただし、届け出のところでもあったが、3

戸以上とかいろいろなものについては届け出ということとなる。だから、一概に建築できないということではない。

(C委員)

原則的には昔のプランを中心にバス停から500mのところを居住誘導区域でセットした。ただ、その中には農用地とか崖地があるのでそれは除外をしたということである。極力、マンションとか大規模な開発というのは黄色いところでやっってくださいというお願いをします。普通の一戸建てについては別に黄色いところでなくても建てられるけれども、これから30年、40年を考えたときにはバス停から歩いていけるところに建てていただくことがありがたいということを市としては推奨していく意味で黄色い線が載っているということである。

だから、今回黄色い線を恣意的に引いたわけではなくて、バス停から500mで崖地などを除いたところが、前のプランからそういうふうに導き出したものが今の黄色いもので、別にここがこうであそこはああという運用は、いわゆる用途地域内は別にして、合併した5町部分についてはそういう運用をして整理している。だから、本当は全然家が建ちそうにないところの中にはないわけではないが、ただ、バス停から500mのところ建てていただくと、そうこれからは困らないだろうと思うところが黄色い線で引かれていると、そういうことである。

(会長)

ということだが、よろしいか。

(A委員)

イメージということか。

(会長)

そうである、一定の基準で網をかけて、その中で新しく建てる場合は建ててくださいよということだけど、強制力があるわけではないということである。

(事務局)

居住を誘導しようとする地区、また都市機能誘導区域についてはそういった商業施設等を誘導していこうとする区域になる。

(D委員)

国道226号より20mの範囲だと都市機能誘導区域の設定が、実際は多分店舗が外れるからもっと50mまで広げなさいという話だと思うが、実際、例えば、資料8の図の7のところを見ると、この国道226の沿域というのは都市機能誘導区域からは外れているのか。これだと226より、これは20mだからもうちょっと広く50mまで広げるといふ趣旨だと思うが、具体のちょうど喜入の都市計画区域の図面のところ、同じ瀬々串の駅かなと思ってちょっと比べてみたが。

(事務局)

こちらの写真は例として説明させてもらっているところで、今、委員がおっしゃられるのは、ここが都市機能誘導区域ではないのではないかという。

(D委員)

こっこの図の7。

(事務局)

おっしゃるとおりで、この絵とはちょっと違うが、コンビニをつくる際にこういった例があるということでここを出させていただいた。

(D委員)

これを見ると、ここを都市機能誘導区域に入れたいというようにぱっと見えるので。つまりこれを例に入れたいほうがいいんじゃないかなと思うが。

(事務局)

実際はこっこの入り込んだ市道のほうが都市機能誘導区域の設定をしているラインになるので、ちょっと例としてはまずかったかなと思う。

(会長)

こっこの水色の道路のところにあるわけで、ここは実は違うと。

(事務局)

例としては、地方になると大きな駐車場をとらないといけないということで。

(D委員)

そういうことであれば、わかった。公表とかしたときにこれだけ見ると少しこんがらがるというか、こういう具体の写真、実際が一緒ならいいと思うが、わざわざ誤解を生むような例を書かなくてもいいんじゃないかなと。

それと、さっきバス停を起点にしてとか、居住誘導区域。それは例えば駅とか路面電車の電停とか、そういうものを中心としたというのはそもそもあり得ないのかというのを、そもそも知識がないので教えてほしいのだが。

(事務局)

集落核については全市で行って、調整区域も含めた形で、旧5町等も含めた形で、バスがメインである。鹿児島都市計画区域内につきましては、市街化区域内には集落核がないので、一律、市街化区域については居住を誘導しないようなところ以外は居住誘導区域となっている。

(D委員)

あともう1点だけ教えてほしいのは、この都市機能誘導区域というのは道路の沿道何mの幅という話だが、例えば、駅とかそういうものは都市機能誘導区域の対象範囲の基準にはなり得ないのか。

(事務局)

都市機能誘導区域については、基本的には用途地域を中心としていて、もともと市街化区域内であったら、商業地域とかいろんところ、あるいは特定用途地域とか用途地域を基本としている。

(D委員)

例えば、さっきの資料で瀬々串駅とかがあつて、駅の周辺とか都市機能誘導区域としては余り設定する意味がないというか、どうなのか。ちょっと基礎的な話を聞いてしまって申しわけないが。

(事務局)

誘導施設については、建物を建てるということになるので、そうなった場合、やはり道路に接しているということを基本に、幹線道路をメインにそこから何mと設定している。

(D委員)

そういう観点なら、わかった。

あと1点、参考までに、松元地域は、資料を見るとほかの地域に比べて人口が唯一ふえているというふうに書いてあるが、どういう理由でそういうことになっているのかなと、原因は何かあるのか。この資料の中でも各地域の人口の増減が書いてあって。

(事務局)

実態としては、若い女性が多かったりとかですね。

(C委員)

原則的には松陽台の開発がまずあるということを含めて、それから、ここは線引き地区ではないので、比較的安い値段で一戸建てが建てやすい、その割には喜入ほど遠くないという部分で松元に人口が集まっているという感覚が、周辺5町の中では一番松元が多くなっているというのが事実なんだと思う。それをいろいろな統計とか何だとかは別にして根本的にはそこだけ。

(D委員)

ここだけふえているので理由を参考までにわかる範囲で聞きたいなと思っただけである。分かった。

(会長)

パブリックコメントのご意見とかを眺めていると、やはり設定のところでマスタープランや土地利用ガイドプラン等、実際の現状というか、少しずれがある部分があるところが、それがこちらのほうで反映できないのかというご意見も少しあるが、基本的にはこれは先ほどおっしゃられたように土地利用ガイドプランをベースにその範囲の中で設定していくという、そういうスタンスだということである。やるしかないのかなと思っている。そういった形でこの件については進めていかざるを得ないのかなというふうに考えられるが。

(E委員)

松元の関係で石谷を見ていたが、ほかのところは都市機能誘導区域とかぶっているが、居住誘導区域が、ここだけ何で都市誘導区域と居住誘導区域がかぶっていないのか。

(事務局)

図の5、ここは特定用途が張ってあって、ガイドプランでもここだけがゾーニングが円ではなくてエリアを示しているということで、居住誘導区域イコール都市機能誘導区域という区域となる。もともとガイドプランで先ほどはずっと円という形でやっていたが、ここだけは特定用途という区域である。

(E委員)

歩いて暮らせるという話とまた何かちょっと違うのかなと思ってですね。

(C委員)

何で特定用途を張ったの。

(事務局)

沿線に大型店舗がオープンしましたから。この右側の図の。県道小山田谷山線の。乱立し始めたので縛ったという話。何もなかった、白地だった、白地というか何も制限がなかった。それで無制限を環境に配慮した形での特定用途を張ったと。

(会長)

ここは特定用途地域に入ってしまったのでこういう。

(事務局)

ガイドプラン以前のときに特定用途制限地域ということ。

(会長)

それがあるからちょっと変則的な形にせざるを得なかったということか。

(事務局)

小学校のほうは住宅の張りつきがこの形状、地形的なものがあるから、もともとの形。

(会長)

石谷小学校のほかのところは小学校の周りに居住誘導区域というのが設定されているが、それが設定されていないのは特定用途地域に指定されていると。

(事務局)

黄色と青がかぶっているという話。

(会長)

ここは結局かぶっていない状態になっているという、理由はさっきの特定用途地域になっていたからという、それだけか。

(事務局)

青しかこれには出てきませんが、居住誘導区域内に都市機能誘導区域を張るようになっているから、青と黄色が同じ範囲ということである、この部分については。区域がイコール、ダブっているということ。

(会長)

黄色も青のところに入っているのか。

(事務局)

都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定することになって、この区域はイコールという格好でダブって、結局、重なっているというような状況になる。

(E委員)

はい、わかった。

<事務局説明>

(6) 今後のスケジュール

○ 事務局から、配布資料及びパワーポイントにより、今後のスケジュールについて説明。

<質疑応答>

(F委員)

5年ごとの評価に関してはどういう指標を用いて評価されるのか。

(事務局)

誘導施設等の立地の状況等を見たりとか、目標値について……

(会長)

何か5年置き、こういうことというのは少し時間がかかる話なので、結果が出るのに。

(事務局)

これまでの誘導施策等を考えながら、基本的には人口を、居住を集めたいものなので、資料8の原案のほうに、目標値の設定があるので、指標としてはこういう人口密度を保っていきたいという形をつくっているんで、そのためにどういう施策がどういうふうに進捗していくかというのを加味しながら実態を把握して、必要であれば、居住誘導区域を広げるとか、都市機能誘導区域を広げるとかの見直し、それに伴って都市計画の制度のほうもまた、例えば用途を変えるとかいう形で居住をふえるように考えていきたいというのが5年ごとの見直しの1つかなと思っている。

(F委員)

都市計画区域ごとに評価するということで、集落核ではなくて。

(事務局)

基本的に都市計画区域ごとなので、都市計画区域ごとに一応目標を設定しているので、結構これは先の目標であるが、これに向けての人口密度を維持していくためにどういう施策をするかというのをどんどんローリングしながら全庁的に考えていきたいと思っている。

(会長)

それぞれの施策に対して何か数値的な目標値というのを出すような形になるのか。それとも、それはむしろ施策評価とかそっちのほうでやっていくことになるのか。

(事務局)

施策そのもの全体、例えば、原案にも施策を書いているが、これをどうするか、具体的な手法を示していないため、これについては各組織のほうでどうしていくかというのを考えていく必要があるんで、数値的な目標はないが、これも全庁的な関係する課のほうでの進捗状況をもらいながら濃淡をつけていって、足りないところをまた追加するという形になろうかと思う。

(会長)

むしろ行政評価のほうの施策評価、事務事業評価でやったやつを担当課ということで、こちらでそれを作成し、あるいは説明していくというそういう形になることか。

(事務局)

それに近いと思う。総合戦略の基本ベースにあるので、それも進捗させながらの施策をピックアップしているから、それともリンクしながら、どっちみちそういう形で人口目標を示しているの、それに向けて取り組んでいきたいと思う。

(会長)

評価の方法については行政評価のほうで具体的にはやっていく部分もあるし、人口についてはそこでやっていくことになると思う。

(各委員)

なし。

(会長)

それでは、全体を通して何か皆さんのほうからご質問やご意見はあるか。

(A委員)

随分と具体的になってきて、居住誘導区域や都市機能誘導区域というのをイメージしながら、それぞれが暮らし方を考えて居住地を選んでいくと思う。

こういった資料が詳しくデータが入っているということと、見やすくしてほしいなと思った。専門部署の専門家の人たちや業務に関係する人たちだけではなく、一般の人たちも将来計画を立てるときにこういった場所に住めば安全にアクセスできて便利に生活できる可能性があるという安心感を持って将来を計画するためにこの計画をわかりやすく伝えていただけたらと思った。

(事務局)

この立地適正化計画については、リーフレットを作成したりして、市民の方々、また事業者の方々にもどんどん情報発信をしていきたいと考えている。

(A委員)

リーフレットの例えば読みやすさとか、デザインとかという面に関してもお願いできたらと思う。

(事務局)

制度の仕組みとそれから場所、位置図というか、地図というのをはっきりわかるためにもわかりやすく、なかなか冊子は難しいので、ホームページで拡大していくとわかるとか、そういう手法も要るのかなと思っている。

(会長)

視覚に訴える、イメージが視覚でわかるような形にさせていただくとありがたいなと思うので。よろしいか。

(G委員)

原案の最後の資料編のところに用語解説というのがあるが、ここの中に記載されている定義というのは独自に書かれているのか、何か法律とかそういうのから

引用されているものなのか。

(会長)

最後の用語解説の説明が、これは定義になると思うが、これはつくったものなのか、それとも一般的にこういう定義だということで書かれているものだけなのか。

(事務局)

この用語等については、立地適正化計画の中に出てくる専門的な言葉でこういうのがわかりにくいんじゃないだろうかということで、この言葉については鹿児島市のほうで2年に1回、鹿児島市の都市計画という冊子をつくっているが、これと合わせたような言葉をまた重ねてピックアップしながら、都市計画という制度とか専門的な言葉はこういうことですよという制度とか言葉の説明、それを都市計画に特化した形で記載しているところである。

(事務局)

また、一般論を書いているつもりである。

(G委員)

ちょっとワークライフバランスというのがこういう定義だったんだということをも自分も改めて見返したところがあったので、出典というか、どういうことでこういう定義になっているんだろうという、そういう素朴な疑問だった。

(会長)

そちらの冊子に書いてあるものとこれにそごはないということか。

(事務局)

そうである。

(B委員)

今のことに関連したことだが、やはりコンパクトシティというのが横文字であって、それをいかに見た人がわかりやすい言葉にするのかというキャッチフレーズみたいな、何かそういうものがもしあるようだったら、そういうのを掲げて、リーフレットとかチラシとかそういうのを作成していただくとより見た人に浸透しやすいのかなと思ったので。

非常にここに掲げてあるのも、言葉的には市街化調整、漢字がずっと並んでいたりとかというものもあったりするので、何かそういうのがわかりやすければよりいいのかなと思ったので、努力をしていただければありがたいのかなと思った。

(会長)

どうしてもこういう都市計画とか土地利用とかいうのは定義がいろいろ規定されているので、そこを理解するのがなかなか難しいところがあるので。

(事務局)

基本的に漢字では立地適正化計画というのがわかりやすいという意味でかごしまコンパクトなまちづくりとしたのだが、わかりにくい場合には歩いて暮らせ

るまちづくりというのを基本目標にしている。歩いて暮らせるまちづくりが基本ということで、バス停を中心とか、半径 500mとか、原案の本市のまちづくりの方向性という一番下に表があって、その中に歩いて暮らせるまちづくりという題があると、その中で3つの基本的な方向性を示しているの、これがまず、副題としてはこれになると思う。

(B委員)

今、結局若い世代は車なんかでどこにでも行ける社会である。そうなったら、自分たちが年をとったときにどうなるのかというのがほとんど見えていない状況もあると思うので、やはりいろんな意味の中の少子高齢化も含めて、高齢化も含めて、どういう社会になっていくのかというのをもう少し事細かに危機感を持って住民に知らせることがとても大切なのかなというのをいろいろ地域の中に携わっていると思う。

私なんかも年をとってくる中で、こうなるんだよね、ああなるんだよねというのがやっと見えてくるというところもあるので、やっぱり若い世代の人たちは、今は車でどんどこにでも行ける、謳歌できる社会の中にいると、なかなか危機感が持てないというところになるので、そういうのを訴えるための多分コンパクトシティになっていくというふうにするので、そういうやっぱり未来像を見据えたところの市民に訴えるものというのがあっていいのかなと思ったので、表現の仕方とかそういうのもできればありがたいかなと思う。

(事務局)

確かにおっしゃるとおりで、広く市民の方から相談があった場合には我々が出向いて行って、その場で、例えば、老人会も含め、若い方も含めて説明会とかしている。大学のほうにも出向いて行って講義をしたということもあるので、なかなか危機感を持たないだろうけど、自分らの親世代よりも上とか、ただ、そのためにはどうしても車を使わなくなる時期が来るんだよというのを訴えながら、いずれはこのコンパクトなまちづくりというのが役に立つんだというのを実感してもらえればと思っているところである。

(D委員)

バス停が結構、今の話だと重要な基準になっているが、バスの路線とかバス停とかは未来永劫同じところにあるわけでもないかなと思うが、事業者のそのあたりはどのような形で反映していくことになるのか。

(事務局)

今、この策定に当たっては、現在のバス路線、現在のバス停でやっているが、やはりこれを維持していくためにも公共交通のあり方ということで連携をとりながら進めていかなければならないというふうには考えている。

(D委員)

今のバス停があるところを前提とした計画ということに結構縛られるというか、変な話だけど、ということなのか。バス路線を維持したほうがいいという意

味でちゃんと周辺の土地利用とかそういうこともしっかりやっておくほうがいいというのは当然だと思うが、もともと基盤がどっちかといういろんな要因で変わる可能性があるかなという気もしたんだが。

(C委員)

ただ、今回の集落核、小学校を中心とした集落核に行くバスぐらいは市のあいバスも含めて廃止にはならないようにしたいという気持ちはある。バス停の位置がちょっと動くとか動かないとかということは別にして、原則的にこういう小学校単位のところに行くバスというのは、今でも民間のバスがほぼ回ってはいるが、いざ採算がとれなくなったときにはあいバスも含めて考えなきゃいけないというふうに思うが、まだ当面は大丈夫だろうと思う。

(会長)

それは恐らく公共交通不便地の問題で、やっぱり時代とともにそういうのが変わっていったときにはそれに応じてこれもまた見直していくというそういう形でやっていくしかないのかなとは思っている。

(D委員)

それを維持するために確かにこういう形でしっかり決めていくというのもいいと思う。

(会長)

連携してやらないとなかなか難しい。

(H委員)

最初のころからするとやっとこの仕組みが大分理解ができてきたのではというのはあるが、きょうの会議を見ていても、皆さんこれだけ会議をしてきてこれだけ資料を見ているのにまだ見方がわからないものがあったり、戸惑う資料が出てきたりとするものを市民の皆さんの目線で見たときには、もっとさっぱりわからないという感覚に陥りそうな気がしたので、できるだけわかりやすくまとめたただきたいというのが1つと、どうもこれを読んでいて、人口が減ってくる、税収が落ちる、だからできるだけコンパクトにまとまって暮らしていくようにしようという形に見えると、イメージがマイナスな気がして、鹿児島市が維持していけるものために小さくしているというわけではなくて、住んでいる市民がこれからも車がなくても生活がしやすいように、できるだけ不便がないようにこうやってコンパクトにまとまっていったほうが人も市民も暮らしやすいし、安心して生活ができるということがもっと前に打ち出されているほうが、多分市民の人たちは受け入れやすいのかなと。

人が減ってきて、税収が減ったからここに住めと言われていたんだというふうにマイナスのイメージを持たれないように、30年後も含めてここに住んでいれば安心して暮らせるという基盤をこうやってつくっていきますよということが前面に出ているほうがいいのかと思って、立地適正化計画の背景と目的のところを読みながら、どうもプラスに見られないというか、せっかくだったら、

みんな歩いて暮らせる範囲内で安心してこれからも暮らしていける鹿児島をつくっていくためにこういう計画を策定したというふうな書き方のほうがすんなり市民の方々は入ってきたりするのかなと。

どうしてもいろいろとこれまでの計画があったりするので、そういう概要を経てこうなったということを書き込まなければいけないだろうけど、どうもこれがぼんと頭にくるとなかなか入ってきづらくなってしまふのかなというのと、あとはさっきの居住誘導区域と都市機能誘導区域であるが、ここのメッシュのとり方を変えてもらって、色塗りが1色の色塗りと網かけのメッシュに変えてもらうとかしたほうがわかりやすいのかなと、さっきの重なっているところ、重なっていないところというのが。

(事務局)

図面が大きい場合にはわかりやすいと思う。小さいので見にくいと思うが、見やすくなるよう工夫する。

(H委員)

その辺がわかりやすくなれば、自分たちが今住んでいるところがどこまでどういうふうに入ってくるのかなというのは多分皆さん知りたいたらうとは思っているので、それは感じたので、とてもいいことなんだよという前向きなメッセージを伝えてもらえればなと思う。

(会長)

人口が減少していくという状況の中でやるということは大抵ネガティブなイメージを持ってしまふが、そうではなくて市民がその中でもできるだけ快適な利便性の高い生活を維持できるためにやっているんだよということをするためにもわかりやすいような形でこういうパンフレットとかそういったものを工夫してやっていただけるといいのかなというふうに思う。

3 その他

○ 事務局から、29年1月に都市計画審議会へ諮問し、3月には計画を策定することの説明と、28年度から開催してきた4回の策定協議会の最後として、委員へのあいさつを行った。

4 閉会